

熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰要領

第1 目的

この要領は、熊本県土木部建築住宅局（以下「建築住宅局」という。）が発注した工事について、他の模範となる特に優秀な工事（以下「優良工事」という。）を施工した者の技術力を積極的に評価し表彰することにより、施工者数に比較して、熊本県優良工事等表彰受賞が少ない建築関係施工者の技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者の社会的評価を高め、建設産業の振興に資することを目的とする。

第2 被表彰者

優良工事を施工した建設業者（県内業者のみで構成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含む。以下「施工者」という。）並びに当該工事の現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）とする。

ただし、施工者が企業体の場合、次のいずれかに該当する建設業者及びその建設業者に属する技術者等を除く。

- (1) 出資比率が20%未満の構成員である建設業者
- (2) 次の「第3 表彰対象工事」に規定するただし書きに該当する建設業者

第3 表彰対象工事

県内業者（企業体を含む。）が前年度に完成した請負金額が250万円を超える建築住宅局が発注した工事で、工事成績評定点が80点以上のもののうち、工事特性、創意工夫、法令遵守等の項目を除く各細別評定点が全てB評価の評定点以上の工事（表彰年度に熊本県優良工事等表彰を受賞した工事を除く。）とする。

ただし、次のいずれかに該当する建設業者（構成員に県内の業者が含まれる全ての特定建設工事共同企業体を含む。その場合、構成する全ての県内業者が対象となる。）が施工した工事を除く。

- (1) 前年度に完成した県発注工事において、工事成績評定点が65点未満の工事であった場合
- (2) 前年度の当該建設業者の県工事成績平均点（当該工事の許可業種に限る。）が、前年度の県全体の工事成績平均点（当該工事の許可業種に限る。）を下回った場合
- (3) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、建設業法に基づく監督処分若しくは県から「熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた場合。ただし、表彰日までに処分が確定していない場合であっても、特に重要な法令違反等が明らか場合は、表彰から除外することができる。なお、このただし書きの規定により実際に表彰から除外された場合は、その施工者については重大な法令違反等が明らかになった日をもって処分が確定した日とみなし、実際に処分が確定した日は翌年度の表彰には影響しないものとする。
- (4) 当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない場合
- (5) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった場合

第4 表彰部門

表彰部門は、建築工事部門、電気設備工事部門及び機械設備工事部門とする。

また、部門ごとに表彰を受ける施工者の数は、前年度の完成件数及び当該年度の熊本県優良工事等表彰件数等を考慮して決定し、その総数を5施工者程度とする。

第5 審査会の設置

建築住宅局長は、被表彰者を選定するため、建築課長（会長）、監理課長、土木技術管理課長、営繕課長及び住宅課長で構成する「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

第6 表彰の決定

- (1) 審査会は、第9に規定する事務局が表彰候補として提出した工事の中から被表彰者を選定し、建築住宅局長に報告する。
- (2) 建築住宅局長は、審査会の選定結果を受け、施工者及び技術者等の表彰を決定し、表彰する。

第7 被表彰者及び優良工事概要の公表

被表彰者及び優良工事概要については、県ホームページにて公表する。ただし、技術者等は、本人の同意が得られない場合は公表しない。

第8 表彰の取消し

建築住宅局長は、施工者が表彰を受けた工事に関し建設業法に基づく監督処分又は指名停止措置を受けた場合、若しくは本要領で定める表彰の不適合要件に該当する事項が判明した場合は、当該工事の表彰を取り消す。

第9 事務局

本要領に係る事務を処理するため、営繕課に事務局を置く。

第10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰要領の取扱いに定める。

(附則)

この要領は、平成25年6月7日から施行し、施行後以降に完成した工事から適用する。

この要領は、平成26年7月31日から施行する。

この要領は、平成28年1月12日から施行する。

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

この要領は、令和3年8月3日から施行する。

この要領は、令和4年10月3日から施行する。